

にいつ丘陵の森にあり

宝の山のスギ林

冬枯れの2月の丘陵は、重厚な緑のスギ林が際立つ季節です。スギは遠く百万年も前に発生したわが国固有の木です。写真は自然の姿を今にとどめている新潟大学の佐渡演習林に茂るスギの天然林です。縄文の遺跡からスギ材の丸木舟や日常用具が発掘されていて、古来から日本民族の文化形成の上に大切な役目を果たしてきた木です。「古の人の植えけん杉が枝に、霞棚引



スギの天然林

く春は来むらし」と万葉集にも詠まれています。

そのスギは近年、花粉症の元凶だ、山崩れを引き起こす、野生生物の棲家を奪ったなどともつばら悪玉扱いされています。しかし、成長が早く、長寿で巨木にもなり、その上に優れた材質を持っています、わが国の森林資源を支えるエース的な木といえます。この宝の山を持ち腐れにしている余りにもったいないことです。

(文責：小林正吾)

●にいがた森林の仲間会
事務局：石油の世界館内
☎22-1400

市民法律相談日が変更

2月26日(金)に予定されていた市民法律相談は、3月5日(金)に変更となりました。

- 市役所 (☎24-2111)
- 保健 福祉健康課健康増進係 (☎25-2510)
- スポーツ 生涯学習課スポーツ振興係 (☎22-0916)
- ビデオシアター、定期映画鑑賞会 視聴覚センター (☎22-0201)
- 教育相談 教育センター相談部 (☎24-8888)

28 日 献血(午前9時〜午後3時30分) 市役所
27 日 献血(午前9時〜午後6時) 図書館2階読書会室
26 日 入権(子ども入権) 行政相談(午後1時30分〜3時30分) 本町二番館
25 日 定期映画鑑賞会(午前10時から) 視聴覚センター2階ホール
24 日 内容「ぼくときがたに」ゆづりかん十人のきょうだい」ほか1作品
23 日 献血(午前9時〜午後3時30分) 市役所
22 日 献血(午前9時〜午後6時) 図書館2階読書会室
21 日 献血(午前9時〜午後3時30分) 市役所
20 日 献血(午前9時〜午後6時) 図書館2階読書会室
19 日 献血(午前9時〜午後3時30分) 市役所
18 日 献血(午前9時〜午後6時) 図書館2階読書会室
17 日 献血(午前9時〜午後3時30分) 市役所
16 日 献血(午前9時〜午後6時) 図書館2階読書会室
15 日 献血(午前9時〜午後3時30分) 市役所
14 日 献血(午前9時〜午後6時) 図書館2階読書会室
13 日 献血(午前9時〜午後3時30分) 市役所
12 日 献血(午前9時〜午後6時) 図書館2階読書会室
11 日 献血(午前9時〜午後3時30分) 市役所
10 日 献血(午前9時〜午後6時) 図書館2階読書会室
9 日 献血(午前9時〜午後3時30分) 市役所
8 日 献血(午前9時〜午後6時) 図書館2階読書会室
7 日 献血(午前9時〜午後3時30分) 市役所
6 日 献血(午前9時〜午後6時) 図書館2階読書会室
5 日 献血(午前9時〜午後3時30分) 市役所
4 日 献血(午前9時〜午後6時) 図書館2階読書会室
3 日 献血(午前9時〜午後3時30分) 市役所
2 日 献血(午前9時〜午後6時) 図書館2階読書会室
1 日 献血(午前9時〜午後3時30分) 市役所

市民カレンダー

2月

日曜日 行事(時間)会場

19 日 献血(午前9時〜午後3時30分) 市役所
18 日 献血(午前9時〜午後6時) 図書館2階読書会室
17 日 献血(午前9時〜午後3時30分) 市役所
16 日 献血(午前9時〜午後6時) 図書館2階読書会室
15 日 献血(午前9時〜午後3時30分) 市役所
14 日 献血(午前9時〜午後6時) 図書館2階読書会室
13 日 献血(午前9時〜午後3時30分) 市役所
12 日 献血(午前9時〜午後6時) 図書館2階読書会室
11 日 献血(午前9時〜午後3時30分) 市役所
10 日 献血(午前9時〜午後6時) 図書館2階読書会室
9 日 献血(午前9時〜午後3時30分) 市役所
8 日 献血(午前9時〜午後6時) 図書館2階読書会室
7 日 献血(午前9時〜午後3時30分) 市役所
6 日 献血(午前9時〜午後6時) 図書館2階読書会室
5 日 献血(午前9時〜午後3時30分) 市役所
4 日 献血(午前9時〜午後6時) 図書館2階読書会室
3 日 献血(午前9時〜午後3時30分) 市役所
2 日 献血(午前9時〜午後6時) 図書館2階読書会室
1 日 献血(午前9時〜午後3時30分) 市役所

《試験》



親指を立てた両手を交互に上下させる。

「試験」は、親指を合わせた様子を表しています。

(保険年金課国民年金係)

障害の程度が3級以上に該当しない程度に軽快
65歳到達前に年金を受けられる程度に再び障害悪化
60歳
障害年金再受給
支給停止
3年
法定免除
本人の請求
法定免除

平成七年度からは六十五歳に達するまでの間は年金を支給停止として、六十五歳前までに再び障害が悪化した場合に年金が支給されるように改善されました。なお、国民年金の保険料免除については、従来と同様に障害等級三級以上に該当しなくなつてから三年間は法定免除とされています。

お買物、ご用命は市内で

冠婚葬祭会館

割烹 セレモニ ぼそ川苑

新津市川口409 TEL 25-1819



おまかせ下さい!
雨トイ・屋根・外壁工事
住まいのトータルリフレッシュ
サンメイク
新津市東町1-9-16
☎(0250) 23-0407
見積無料

靴なら何でも揃うイザワ
※楽しくさをお届けします※
靴のイザワ
二番館前本店 ☎22-0626
長崎屋店 ☎24-5177
★駐車場あります

立春大吉



2月中は新年会コースのお値段で御予約承っております。御来店お待ちしております。
新味 割烹 春雨
本町1(駅前) ☎22-1600代

お買物、ご用命は市内で

国民年金

そうだん



相談

今まで障害基礎年金(二級)を受けていました。今年の定時診断で障害の状態が軽くなり、障害の等級に該当しなくなったと通知がありました。障害基礎年金はどうなりますか。
また、現在、国民年金加入中で法定免除とされていますが、今後はどうなるかを合わせて教えてください。

回答

障害基礎年金は失権しませんでした。ただし、六十五歳までは支給停止となり、六十五歳前までに再び障害が悪化した障害の等級に該当した場合、年金が支給されます。

平成六年度までは、障害基礎年金や障害厚生年金の受給権者が三年以上障害等級三級にも該当しない場合は年金が失権とされていました。内部障害ではその後障害が悪化するケースもあるため、年金改正によって、